

各位

会社名 株式会社シーボン
代表者名 代表取締役社長 執行役員 崎山 一弘
(コード番号：4926 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 管理本部 責任者 松本 裕右
(TEL：03-3404-7501)

自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び
自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け)

当社は、2026年2月5日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び株主還元の一環として、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

2. 取得の方法

本日（2026年2月5日）の終値1,288円で、2026年2月6日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付けの委託を行う（その他の取引制度や取引時間への変更は行わない）。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

3. 取得の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 120,000株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：2.80%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 154,560,000円（上限） |
| (4) 取得結果の公表 | 2026年2月6日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表する。
(注1) 当該株数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もある。
(注2) 取得予定株式数に相当する売付注文をもって買付けを行う。 |

(ご参考)

2026年2月5日開催の取締役会での決議内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 140,000株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：3.27%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 200,000,000円（上限） |
| (4) 取得する期間 | 2026年2月5日から2026年5月29日まで |

以上